

「映画の街盛岡」推進事業実行委員会助成金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、助成金の交付の申請、決定等に関する事項その他助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「助成事業」とは助成金の交付の対象となる事務又は事業をいい、「助成事業者」とは助成事業を行う者をいう。

(助成金の名称等)

第3条 助成金の名称、交付の目的及び交付の対象、助成事業の内容、助成金の額又は助成率等は、助成金交付要領（以下「要領」という。）で定める。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書に要領で定める書類を添えて、要領で定める期日までに委員長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第5条 委員長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要な現地調査等を行い、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

(助成金の交付の条件)

第6条 委員長は、助成金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業の内容の変更をする場合には、委員長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、委員長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合には、委員長に報告してその要請を受けること。

2 委員長は、助成事業の完了により当該助成事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を本実行委員会に納付すべき旨の条件を付することがある。

3 委員長は、前2項に規定するもののほか助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することがある。

(決定の通知)

第7条 委員長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金交付決定通知書により助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 委員長は、助成金を交付しないことを決定したときは、速やかにその決定の内容を助成金不交付決定通知書により助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 助成金の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、要領で定める期日までに助成金申請取下書を委員長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の内容の変更等の承認の申請)

第9条 助成事業者は、第6条第1項第1号の承認を受けようとするときは、助成事業変更承認申請書を委員長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、第6条第1項第2号の承認を受けようとするときは、助成事業中止(廃止)承認申請書を委員長に提出しなければならない。

3 委員長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、第6条第1項第1号の承認をしたときは助成事業変更承認通知書により、第6条第1項第2号の承認をしたときは助成事業中止(廃止)承認通知書により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(決定の変更)

第10条 委員長は、第6条第1項第1号又は第2号の承認をした場合において、助成事業の内容の変更又は助成事業の中止若しくは廃止に伴い助成金の交付の決定の変更を要するときは、当該変更を行い、その内容を助成金交付決定変更通知書により当該変更に係る助成事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 委員長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことがある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 助成事業者が助成事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、助成事業に要する経費のうち助成金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により助成事業を遂行することができない場合

3 委員長は、第1項の規定により助成金の交付の決定の取消し等を行ったときは、その内容を助成金交付決定取消等通知書により当該取消し等に係る助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の遂行)

第12条 助成事業者は、この規則の規定、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件並びに委員長がこの規則に基づいてする要請に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(助成事業遂行の要請)

第13条 委員長は、助成事業者が助成事業を助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行していないと認めたときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを要請するものとする。

2 委員長は、助成事業者が前項の要請に従わないときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(完了の報告)

第14条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業完了報告書に要領で定める書類を添えて、要領で定める期日までに委員長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 委員長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、及び必要な現地調査等を行い、当該報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書により、当該助成事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 委員長は、第14条の規定による報告があった場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを助成事業者に対して要請するものとする。

2 助成事業者は、前項の要請に従って措置したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第17条 第15条の規定による通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の助成金交付請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(条件違反等の場合の決定の取消し)

第18条 委員長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 第6条の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 第13条第1項又は第16条第1項の規定による委員長の要請に従わなかったとき。
- (3) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 委員長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書により当該取消しに係る助成事業者に通知するものとする。

(理由の提示)

第19条 委員長は、第13条第1項若しくは第16条第1項の規定による要請、第13条第2項の規定による命令又は第11条第1項若しくは第18条第1項の規定による取消しをするときは、当該助成事業者に対してその理由を示すものとする。

(関係書類等の整備等)

第20条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該助成金の交付が決定された日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年間保存しなければならない。

(補則)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。